

令和２年度財政援助団体等監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和３年１月２９日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和２年度 財政援助団体等監査
 期間 令和２年７月８日～令和２年１１月２７日
 範囲 令和元年度事業を対象
 ①出資団体 ２団体
 ②公の施設の指定管理者１団体（３施設）
 ③補助金等交付団体７団体（７補助金）

対象団体	指摘事項	回答
株式会社 横手殖林社	（１）出資団体に対して ア 経理規程の見直しが必要である。 イ 支出の大半を小口現金から支払っている ので、不正防止の観点から小口現金での支払 いは最小限にとどめられたい。 ウ 携帯電話使用料について、個人の携帯電 話を使用し実費分を支払っているが、金額の 根拠が確認できない。 エ 財務諸表以外の総会資料の数値に誤りが ある。 （２）所管部局に対して 経理状況の把握・検証を行い、対策を講じら れたい。	（１） ア 会計責任者に関する条項を追加し、小口 現金の適切な取り扱いを規定する経理規程の 改正案を株主総会（２月開催）に上程する。 イ これまでも、少額（数千円程度まで）か つ現金での支払いしかできない場合に限って いる。経理規程の改正により不正防止を図る とともに、小口現金での支払いは最小限にと どめることとする。 ウ 毎月の請求書に請求内容が分かる資料を 添付するよう改善する。 エ 今後、誤りのないようチェックを徹底す る。 （２） 財務諸表ほか決算報告書等により経理状況の 把握に努める。
株式会社 天下森振興公社	（１）出資団体に対して ア 損益計算書において、指定管理料の計上 に誤りがある。 イ キャッシュ・フロー計算書の数値に誤り がある。 （２）所管部局に対して 数値等に誤りがある営業報告書を受理してい る。提出資料を精査し内容に不備がある場合 は、指導・監督に努められたい。	（１） ア 計上し直して修正を行った。 イ 訂正を行った。 （２） 提出書類の記載内容について、複数名で確認 作業を行い精査する。

対象団体	指摘事項	回答
指定管理者・株式会社 横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園 天下森振興公社	(1) 公の施設の指定管理者に対して 営業期間及び営業時間の変更については、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。 (2) 所管部局に対して 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。	(1) 基本協定書の規定通りの手続きを行った。 (2) 基本協定書の規定を確認し、必要な部分について指導を行った。
指定管理者・株式会社 横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設 たかね	(1) 公の施設の指定管理者に対して ア 休業日の変更については、通知により行うことと基本協定書に規定されているが、手続きを行っていない。 イ 業務報告書の数値等に誤りがある。 (2) 所管部局に対して ア 基本協定書の規定の遵守を指導されたい。 イ 数値等に誤りがある業務報告書を受領している。提出資料を精査し内容に不備がある場合は、指導・監督に努められたい。	(1) ア 基本協定書の規定通りの手続きを行った。 イ 数値等の誤りを訂正した。 (2) ア 基本協定書の規定を確認し、必要な部分について指導を行った。 イ 提出書類の記載内容について、複数名で確認作業を行い精査する。
土地改良事業施設維持管理費補助金 秋田県雄物川筋土地改良区	(1) 補助金交付団体に対して 交付申請書及び事業実績報告書に参考となるべき書類が添付されていない。 (2) 所管部局に対して 交付申請書及び事業実績報告書に参考となるべき書類が添付されていないものを受理している。補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	(1) 予算書と決算見込書を添付させる。 (2) 予算書と決算見込書を添付させ、適正な執行が行われるよう指導する。

対象団体	指摘事項	回答
土地改良事業施設維持管理費補助金 （秋田県南旭川水系団地・改良区）	（１）補助金交付団体に対して 交付申請書及び事業実績報告書に参考となるべき書類が添付されていない。 （２）所管部局に対して 交付申請書及び事業実績報告書に参考となるべき書類が添付されていないものを受理している。補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	（１）予算書と決算見込書を添付させる。 （２）予算書と決算見込書を添付させ、適正な執行が行われるよう指導する。
地域活性化イベント開催事業費補助金 （交付団体・は・は・は祭実行委員会）	（１）補助金交付団体に対して ア 交付申請及び実績報告の時期が遅い。 イ 交付申請前の支出がある。 ウ 事業実績報告書の収支決算書に、次期繰越金を支出決算額として計上している。 （２）所管部局に対して 補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	（１） ア 交付申請は着手前、実績報告は事業完了後、速やかに行うようにする。 イ 出納簿の作成等により適正に執行するよう改善する。 ウ イに同じ。 （２）実行委員会事務局に交付申請書の写しを保管させ、適宜確認し指導する。
地域活性化イベント開催事業費補助金 （交付団体・おもしえす実行委員会）	（１）補助金交付団体に対して 交付申請の時期が遅い。 （２）所管部局に対して 補助金の事務処理について、適宜確認し指導されたい。	（１）事業着手前の適切な時期に早期申請する。 （２）適正な事務処理となるよう適宜確認し指導する。
国の保育所等整備交付金交付要綱 による補助金（交付団体・社会福祉法人よこて愛燦会）	（１）補助金交付団体に対して 特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して 申請書提出期限について検討されたい。	（１）（指摘事項なし） （２）当該補助金の交付根拠である「横手市社会福祉法人に対する助成基準」については、今年度、助成期間の終期を迎えることから、その改正にあわせて見直しを行う。

対象団体	指摘事項	回答
国による保育所等整備交付金交付要綱 社会福祉法人（交付団体・よこて愛燦会）	（１）補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して申請書提出期限について検討されたい。	（１）（指摘事項なし） （２）当該補助金の交付根拠である「横手市社会福祉法人に対する助成基準」については、今年度、助成期間の終期を迎えることから、その改正にあわせて見直しを行う。
保育所整備（公立保育所民営化移行）事業費補助金（嵩上分） 社会福祉法人（交付団体・よこて愛燦会）	（１）補助金交付団体に対して特に指摘する事項はなかった。 （２）所管部局に対して申請書提出期限について検討されたい。	（１）（指摘事項なし） （２）当該補助金の交付根拠である「横手市社会福祉法人に対する助成基準」については、今年度、助成期間の終期を迎えることから、その改正にあわせて見直しを行う。